

(株)トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成19年3月22日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る環境影響評価方法書について、(株)トクヤマに対し環境保全の観点から勧告を行った。
勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 山口県周南市晴海町
- ・原動力の種類 : 汽力
- ・出 力 : 30万kW×1基

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成18年 9月26日
住民等意見の概要受理	平成18年11月20日
山口県知事意見受理	平成19年 2月15日

問合せ先: 電力安全課 吉田、金子
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

【(株)トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る環境影響
評価方法書に対する勧告内容】

環境影響評価項目について

1. 工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に利用する輸送経路沿いに民家等が存在し、浮遊粒子状物質の環境基準を達成していない地点があることから、工事用資材等の搬出入及び資材等の搬出入に伴い排出される浮遊粒子状物質を環境影響評価項目として追加することを検討すること。
2. 地域を特徴づける生態系については、対象事業実施区域及び近傍地域において事前調査を実施したものの、調査期間が短く、十分に生態系の概要を把握するためには更なる調査が必要と考えられること、対象事業実施区域内で重要な動物種の営巣が確認されたことから、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在に伴う地域を特徴づける生態系を環境影響評価項目として追加することを検討すること。